様式第2号(第7条関係)

|  |
| --- |
| 水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書第　　　　　号　年　　月　　日　　　住所　　氏名　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　　　　　　年　　月　　日付けであなたから申請のありました水洗便所改造資金の融資あっせんについて、下記のとおり決定しましたので通知します。なお融資あっせん承認の場合は、取扱金融機関で貸付けの決定を受けた後、着工予定日から1月以内に工事に着手してください。記 |
| 　 | 決定区分 | 承認　　　　　　　　不承認 | 　 |
| 不承認の場合の理由 | 　 |
| 融資あっせん番号 | 第　　　　　　号 |
| 融資あっせん額 | 円　　　 |
| 着工予定年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 完工予定年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |